



環境かわら版

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo-c/0000007029.html>

平成31年4月号 (第275号)

持続可能な開発目標

(Sustainable Development Goals : SDGs)

2030年までに達成すべき国際社会全体の目標で、「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されます。

地方自治体においても、SDGsの理念を各種施策に反映するなど、その達成に向けた取組を推進する必要があります。

その一環として、今月号から環境かわら版では様々な取組の目指すゴールをアイコンで表現します。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

特集

愛知県環境局の新年度主要事業 P.2~8



気候変動適応センターを設置しました (P9)



「2019年度あいち環境塾」の塾生を募集します (P10)
(昨年度の講師と塾生との意見交換の様子)



海ごみについて学べる啓発動画を作成しました (P12)





愛知県環境局の新年度主要事業

＜4月から新たに「環境局」としてスタートします＞

県政のあらゆる分野にわたる政策課題に迅速・着実に取り組むことができる、簡素で分かりやすい体制へ県庁組織を再編し、「局制」を導入することに伴い、4月から「環境局」として業務を開始します。

政策企画局	総務局	人事局	防災安全局	県民文化局	環境局
福祉局	保健医療局	経済産業局	労働局	観光コンベンション局	
農業水産局	農林基盤局	建設局	都市整備局	建築局	スポーツ局

環境局の重点施策と予算

平成31年度は、次に掲げる重点施策を中心に、様々な取組の積極的な展開を図ります。

○ 地球温暖化対策の推進 424,373 千円

「あいち地球温暖化防止戦略2030」に基づき、温室効果ガスの削減目標（2030年度に2013年度比26%削減）の達成に向けた取組を進めます。

「愛知県地球温暖化対策推進条例」に基づく新たな「地球温暖化対策計画書制度」を開始するとともに、住宅の地球温暖化対策設備導入の補助制度に、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等を追加します。

また、EV・PHV・FCVの自動車税の課税免除を2020年度末まで延長します。さらに、中小企業等の事業者による先進環境対応自動車の導入に対する補助制度に、新たにEV・PHV・FCVのバスやハイブリッド自動車のユニバーサルデザインタクシーを追加します。

○ 循環型社会形成の推進 524,837 千円

「あいち地域循環圏形成プラン」に基づき、新たな広域循環モデルの事業化を促進するとともに、プラスチックごみを含めた海岸漂着物の対策や食品ロス削減の取組を進めます。

また、公共用水域の水質改善に向けて、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽設置への転換を強力に促進するため、補助制度を見直して実施します。

○ 生物多様性の保全 106,266 千円

「愛知目標」の達成に向けた本県の行動計画「あいち生物多様性戦略2020」に基づき、多様な主体が

協働しながら生態系ネットワークの形成を図る「あいち方式」を推進します。

また、SDGs の取組の一環として、「愛知目標」の目標年である2020年の1月に、国内の取組成果を取りまとめ発信する「未来へつなぐ『国連生物多様性の10年』せいかりレー（仮称）」のキックオフイベントを、国や名古屋市等と連携して開催するなど、地域全体の気運の盛り上げを図ります。

さらに、鳥獣管理対策の強化として、生息数や生息地が増加拡大しているニホンジカ及びイノシシの個体数を一層削減するため、県が主体となった捕獲事業を新たに始めます。

○ 「環境首都あいち」を支える人づくりの推進 32,200 千円

「環境首都あいち」の実現に向け、多様な主体との連携・協働により、各世代に応じた環境学習事業を実施します。

また、「あいち環境学習プラザ」や「^{まなびや}もりの学舎」を拠点として、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めます。

○ 環境調査センターの整備 448,665 千円

2020年4月の供用開始に向け、公共施設で全国トップクラスのZEB（ゼロ・エネルギー・ビルディング）施設として、PFI方式による太陽光パネル設置等の建替え工事を進めます。

また、新施設の1階スペースに、環境分析の現場や新エネ・省エネ設備の見学と環境に学習を一体的に行うことのできる場を整備します。

（環境政策課 予算・経理グループ
電話 052-954-6239（ダイヤルイン））

環境政策課の主要事業

1 第4次環境基本計画の推進

愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しています。

平成26年5月に策定した「第4次愛知県環境基本計画」の目標である「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現に向け、「安全・安心の確保」「社会の低炭素化」「自然との共生」「資源循環」の4つの分野ごとに具体的な取組を進めるとともに、総合的な施策推進のため、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を推進します。

2 持続可能な未来のあいちの担い手育成事業

未来の環境活動の担い手となる大学生を対象とする環境面での人材育成プログラム「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」により、企業・大学・NPO・自治体等の多様な主体が連携し、地域全体で「環境首都あいち」を支える「人づくり」を推進します。

この研究所は、大学生40名が、先進的な環境取組を実施する10社のパートナー企業から提示された環境課題に対し、現場調査や企業担当者とのディスカッションを経て、解決策を提案するもので、その成果を広く発信していきます。



かがやけ☆あいちサステイナ研究所の概要

3 環境白書の作成

環境基本条例第7条に基づき、県の環境の状況及び環境の保全の施策について、毎年、環境白書としてとりまとめています。環境白書は県議会に報告するとともに、市町村、県内公立図書館、大学、高校等への無償配布や愛知県県民相談・情報センターでの有償頒布により、県民に広く周知していきます。

4 公害審査会

公害に係る民事上の紛争について、弁護士、学識

者で構成する愛知県公害審査会において、公正・中立な立場で、その迅速かつ適正な処理に当たります。

5 公害健康被害者の救済

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定されている公害健康被害者に対して、療養の給付、障害補償費などの6種類の補償給付を行うとともに、転地療養などの公害保健福祉事業を実施します。

6 公害防除施設の整備等の促進

中小企業者が県の融資制度を利用して、公害防除施設の設置や工場の移転をした際に、返済に係る支払利子額の60%を補給しています。これにより、中小企業者の返済負担を減らし、公害防除施設の整備を促進します。

7 環境調査センターの整備

老朽化した環境調査センターについて、PFI方式による整備を進めています。2020年4月の供用開始に向け、公共施設で全国トップクラスのZEB(ゼロ・エネルギー・ビルディング)施設として、太陽光パネル設置工事などの整備を行うほか、現施設の解体工事等を行います。

また、小学生始め多くの県民の皆様にしみを持ってもらえる施設とするため、1階のスペースに展示設備等を整備し、環境調査センターの業務である環境分析と最新の省エネ設備を一体的に見学できる環境学習を実施します。今年度は、環境技術を知り、環境問題と自分たちとのつながりを学ぶことができる、展示コンテンツや環境学習プログラムを製作します。



新施設の鳥瞰図

環境政策課 企画・広報グループ
電話 052-954-6210 (ダイヤルイン)

環境活動推進課の主要事業

1 環境配慮行動の推進

県自らの事務事業における環境負荷の低減を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムを適切に運用し、「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」に基づく省エネ・省資源の取組や、環境に配慮した物品・サービスの購入（グリーン購入）などを推進します。

また、グリーン購入の普及と定着を図るため、行政と事業者が協働して消費者向け啓発キャンペーンを実施します。

2 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業

「あいち森と緑づくり税」を活用して、NPO 等が自発的に行う森と緑の保全活動や環境学習の実施に必要な経費を支援します。

また、環境活動の実施に必要な知識やノウハウを身に付けるための講習会を実施します。

3 環境学習の推進

「愛知県環境学習等行動計画 2030」（平成 30 年 3 月策定）に基づき、環境学習事業を推進します。

(1) 愛知県環境学習等行動計画 2030 の普及・定着

行動計画で目指す「学びを行動につなぐ力を育む環境学習等」を普及するため、事業者、地域コミュニティを対象にセミナーを開催します。

(2) あいち環境学習プラザ（東大手庁舎内）の取組

県民を対象に、大気や水のごみを調べる実験等を行う講座を実施します。また、講師等についての紹介・調整などを行う環境学習コーディネート事業や、NPO・事業者等を対象に、学校との連携による効果的な環境教育を行うための研修を実施します。

(3) もりの学舎（愛・地球博記念公園内）の取組

インタープリターによる自然体感プログラムを来館者向けに実施するほか、未就学児童向けの「もりの学舎ようちえん」、小学生向けの「もりの学舎キッズクラブ」等の事業を実施します。

(4) 高校生向け環境学習の推進

高校生が大学やNPO等と連携して地域の環境に関する調査・研究を行い、その結果を基に環境学習教材を作成するとともに、その教材の活用・普及を図

る事業「あいちの未来クリエイト部」を実施します。

(5) 中高年・シニアによる環境学習講座

県が養成した中高年・シニア世代の環境学習講師「あいち eco ティーチャー」を活用して、子どもを始めとした県民の方々に環境学習を実施します。

4 エコアクションの推進

県民の皆さんに、省エネ・省資源などの環境配慮行動「エコアクション」を促進するため、愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）による環境学習スタンプラリーを実施するとともに、県民参加型のイベントを開催します。

5 環境影響評価の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模事業については、環境影響評価制度により、事業者に対し事前の環境配慮を求めています。

引き続き環境影響評価制度の適切な運用に努めます。

6 化学物質に係る環境リスク対策の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、化学物質の排出量、移動量及び取扱量を集計し、その結果を公表します。

また、県民の化学物質への理解を深め、事業者の取組の促進を図るため、化学物質に関するセミナーの開催やWeb ページでの情報発信等の様々な普及啓発を行います。

7 ダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象事業所に対する立入検査を行い、排出基準の遵守等の指導を行うとともに、大気、公共用水域（河川・海域等）、地下水及び土壌の環境調査を行い、その結果を公表します。

8 環境放射能測定の実施

環境調査センターを始め県内 5 か所に設置したモニタリングポストで大気環境中の放射線量率の測定を行います。また、環境調査センターに設置したゲルマニウム半導体検出器を用いて、海水などに含まれる放射能濃度を測定します。

これらの測定結果は、Web ページ等で速やかに公表します。

水大気環境課の主要事業

生活環境地盤対策室を含む

1 公共用水域及び地下水の常時監視

水質汚濁防止法に基づき作成した水質測定計画により、公共用水域(河川・湖沼・海域)及び地下水の常時監視を引き続き実施します。

2 水質・土壌・地下水汚染対策

水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場に対し排出水等の規制・指導を実施します。また、土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場等に対し、土壌汚染状況調査や汚染拡散防止措置の適切な実施について指導します。

3 第8次総量削減計画の推進

閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾の水質改善を図るため、水質汚濁防止法に基づき策定した第8次総量削減計画により、水質保全対策を推進します。

4 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づき、県は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市とともに、微小粒子状物質(PM_{2.5})、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行い、環境基準の達成状況など大気汚染の実態を把握します。毎時の測定値については、Web ページで情報提供していきます。

5 大気汚染物質対策

大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対し大気汚染物質の規制・指導を実施します。

また、アスベスト使用建築物の解体等作業場の立入検査を行い、作業基準の遵守状況を確認するなど、アスベスト粉じんの飛散防止の徹底を図ります。

さらに、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、オフロード車を使用する工場・事業場等からの排出ガスの規制を行います。

6 オゾン層保護対策

フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類を充填・回収する事業者に対し、フロン類の大気中への排出抑制を指導し、オゾン層保護対策や地球温暖化対策を推進していきます。

7 三河湾環境再生プロジェクトの推進

県民、NPO、市町村等と県が一体となって三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」と連携・協働し、「三河湾大感謝祭」などの啓発事業を実施するとともに、NPO等の活動支援を行います。

8 生活排水対策の推進

(1) 浄化槽の設置促進、維持管理指導

生活排水を適正に処理し水質改善を図ることを目的として、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する補助事業を実施します。

また、浄化槽管理者等に対し、法定検査の受検や保守点検及び清掃の実施など、適正な維持管理の指導・啓発を行います。

(2) 啓発活動の実施

生活排水対策実践活動の普及・定着を図るため、広報誌などによる啓発を行うとともに、小中学生を対象とした水質パトロール隊事業を実施します。

(3) 県内唯一の天然湖沼「油ヶ淵」での取組

県と油ヶ淵周辺4市(碧南市、安城市、西尾市及び高浜市)で構成する「油ヶ淵水質浄化促進協議会」により、油ヶ淵の水環境の改善を図るための啓発活動を行うとともに、周辺住民と協働した水質モニタリングなどを行います。

9 騒音・振動・悪臭対策

市町村の事務である騒音・振動・悪臭の各法及び県条例に基づく規制指導に関し、測定の実施や市町村職員対象の研修など、市町村事務を支援するとともに、交通騒音等に係る調査を実施し、環境基準の達成率の向上に向け関係機関に働きかけをします。

10 地盤沈下対策の推進

地盤沈下対策のため、地下水揚水規制等の防止対策を実施するとともに、水準測量による地盤沈下量の調査や地盤沈下観測所における地下水位常時観測等を実施します。

水大気環境課 調整・計画グループ
電話 052-954-6221 (ダイヤルイン)

自然環境課の主要事業

1 あいち生物多様性戦略 2020 の推進

「あいち生物多様性戦略 2020」の基本目標「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、引き続き様々な取組を展開します。また、2021 年以降の目指すべき方向性を明らかにするため、現戦略に基づく取組の成果や本県の生態系の現況を評価し、新たな課題や今後の展開等を検討します。

2 「あいち方式」の推進

県民、事業者、NPO、行政など多様な主体の連携により、開発等によって分断された自然を緑地や水辺でつなぎ、地域本来の生態系を保全・再生する「生態系ネットワークの形成」を推進するため、県内 9 地域で設立した協議会が中心となって県全域で取組を展開するとともに、協議会相互の交流を促進し、優れた取組成果を共有化することで、活動の活性化を図ります。

また、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付金により生態系ネットワーク形成の取組を支援します。

さらに、開発等による自然への影響を回避、最小化し、その後に残る影響を開発区域内外で代償する「あいちミティゲーション」を推進し、生態系ネットワーク形成と組み合わせた本県独自の取組である「あいち方式」を推進します。

3 国連生物多様性の 10 年関連事業の実施

2020 年 1 月に開催する「未来へつなぐ『国連生物多様性の 10 年』せいかりレー（仮称）」のキックオフイベントにおいて、環境保全団体による取組発表等を行い、COP10 以降の成果を広く発信します。

また、「生物多様性自治体ネットワーク」の幹事自治体としての貢献や、県内市町村の生物多様性地域戦略の策定支援についても継続して行います。

4 愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合協働事業の実施

愛知目標の達成に貢献するため、生物多様性保全に先進的に取り組む世界の広域自治体と立ち上げた「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」により、世界の自治体の取組を促す共同アピールを行います。

5 東三河地域における自然再生の推進

東三河地域の自然環境の保全・再生のため、地域環境リーダーによる自然環境学習講座のほか、地域の教育機関と連携した普及啓発活動を推進するなど、環境活動の交流の輪を広げていく取組を進めます。

6 自然公園の保護と利用

自然公園法及び愛知県立自然公園条例に基づき、県内の自然公園の保護を図るため、工作物の設置等の各種行為を適切に規制するとともに、自然公園の適正な利用増進に努めます。また、社会情勢等の変化に応じて、順次、自然公園の区域等の見直しを進めます。さらに、東海自然歩道や県営の自然公園施設を県民の皆さんが安全で快適に利用できるよう管理運営を行います。

7 自然環境保全地域の保全

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然公園区域外に残されている優れた天然林、動植物の生息生育地等の貴重な自然環境を有する自然環境保全地域の保全を図ります。

8 希少野生動植物の保護

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した指定希少野生動植物種及びその生息地等保護区の規制・監視やその他の絶滅危惧種の生息生育地の保全等を進めるとともに、県民の皆さんへの普及啓発を行います。

9 外来種（移入種）対策

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、本県の生態系に支障を及ぼすおそれがある外来種（移入種、人為的に移入された動植物種）について普及啓発を行い、地域の駆除活動を促します。

10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定、野生鳥獣の保護及び管理に関する普及啓発事業、指定管理鳥獣捕獲等事業などを実施するとともに、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許、狩猟等に関する指導・取締りなど、狩猟行政に係る事務を行います。

〔自然環境課 調整・施設・自然公園グループ〕
電話 052-954-6227 (ダイヤルイン)〕

地球温暖化対策課の主要事業

地球温暖化対策に特化した新たな条例として、平成30年10月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。本条例の下、県、事業者、県民等の全ての主体が一体となって、自主的かつ積極的に取組を推進します。

1 地球温暖化対策

平成30年2月に策定した「**あいち地球温暖化防止戦略2030**」に基づき、戦略の目標である2030年度における温室効果ガス総排出量の26%削減（2013年度比）の実現に向けて、全ての主体と連携・協働して、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」の推進を図ります。

(1) 県民向けの施策・取組

環境に配慮した住宅（スマートハウス、ZEH^{※1}）の普及を図るため、住宅用太陽光発電施設と家庭用エネルギー管理システム（HEMS）等の一体的導入補助メニューに、住宅の断熱性能等を高める設備を加え、市町村との協調により補助を行います。

※1 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：外皮（外壁、窓等）の断熱性能等向上と高効率設備システムの導入により、年間の消費エネルギー量が正味で概ねゼロとなる住宅。

さらに、低炭素型の生活様式への転換を図るため、具体的な省エネ・温室効果ガス削減行動の実践を促す県民運動「あいちクールチョイス」を展開し、「あいちクール&ウォームシェア^{※2}」や、小学校中学年・高学年及び一般向け「ストップ温暖化教室」を実施します。

※2 夏季や冬季に家庭のエアコンなどを使用する代わりに、公共施設や商業施設を利用することで涼しさ・暖かさを分かち合う（シェアする）こと。

(2) 事業者向けの施策・取組

今年4月から開始する新たな「地球温暖化対策計画書制度」に基づき、事業者の温室効果ガス削減対策を評価し、優れた取組の公表や、事業者への技術的な助言を行います。さらに、中小企業等を対象とした省エネに関するアドバイスをを行います。

また、行政の率先的な取組として、省エネ化及び温室効果ガスの排出削減を図るため、県有施設への

LED照明導入を推進し、その効果を地域全体に波及します。

2 自動車環境対策

「あいち自動車環境戦略2020」に基づき、総合的な自動車環境対策を推進します。

(1) 自動車NOx・PM法に基づく取組

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx・PM法）に基づき、県内の対策地域内における窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の総量の削減目標を定め、その削減に取り組みます。

また、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」により、荷主等による車種規制非適合車の不使用の要請や確認の徹底に取り組みます。

(2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を始めとする次世代自動車の普及に向けて、これらを導入する中小企業等の事業者に対する補助や、EV、PHV及びFCVに対する自動車税の課税免除を引き続き実施します。

また、公用車への率先導入に取り組みます。

さらに、EV、PHV及びFCVの普及加速化を図るため、低炭素社会における意義・役割を整理し、今後の普及のあり方や課題等を明らかにする基礎調査やフォーラムを実施します。

(3) 充電インフラの整備促進

EV・PHVの普及を促進するため、「あいちEV・PHV普及ネットワーク」の参加者と協働して、引き続き充電インフラの整備を促進します。

3 低炭素水素サプライチェーンの事業化推進

再生可能エネルギーなどを活用して、二酸化炭素の排出が少ない低炭素水素を製造・輸送・利用する「あいち低炭素水素サプライチェーン」の事業化を産・学・行政の連携により推進し、県内各地への展開を図ります。

地球温暖化対策課 調整・企画グループ
電話 052-954-6213（ダイヤルイン）

資源循環推進課の主要事業

廃棄物監視指導室を含む

1 廃棄物処理計画の推進

平成 29 年 3 月に策定した第 10 次廃棄物処理計画（平成 29 年度～33 年度）に掲げた目標の達成に向け、3R の促進や適正処理と監視指導の徹底など従来の取組を継承・発展させていくとともに、地域循環圏づくりの推進や非常災害時における処理体制の構築など各種の取組を進めます。

2 地域循環圏づくりの推進

「あいち地域循環圏形成プラン」に基づき、産学行政の連携拠点として設置している「あいち資源循環推進センター」を核として、多様な主体との連携の下で地域循環圏づくりに向けた取組を推進します。

(1) 資源循環モデルの新展開

食品廃棄物、未利用木材、家畜排せつ物などのバイオマス資源を活用した新たな広域循環モデルの具体化を目指し、事業者、学識経験者、行政等で構成される推進チームで検討を進めます。

(2) 循環ビジネスの振興支援

「循環ビジネス創出コーディネーター」による企業の 3R 支援や、ビジネス発表・ビジネスマッチングの場を提供する「循環ビジネス創出会議」の開催、先導的・効果的な「リサイクル施設の整備等に対する補助」、3R に関する優れた事業等を表彰する「愛知環境賞」、中小企業のリサイクル製品・技術の宣伝普及に資する「大型展示会の出展支援」などを行い、循環ビジネスの振興を図ります。

(3) 人づくりと情報発信の強化

企業、NPO などで活躍する持続可能な社会づくりのリーダーを育成する「あいち環境塾」を実施するとともに、資源循環情報システムや県庁西庁舎 1 階の展示コーナーにおいて循環ビジネス等の情報を発信します。

3 海洋ごみ対策の推進

海岸の景観や海洋環境等の保全を図るため、市町村等が行う海岸漂着物等の回収・処理の支援を行うとともに、海洋ごみの発生抑制対策を実施します。

4 食品ロスの削減

世界的な課題となっている食品ロスを削減するため、食品ロスの発生状況を調査するとともに、食品ロスの発生抑制対策を実施します。

5 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

ア 一般廃棄物処理施設の指導

市町村の一般廃棄物処理施設の適正・効率的な整備、維持管理のための技術的支援等を行います。

イ 災害廃棄物処理計画の推進

「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、実効性のある処理体制を構築するため、市町村の計画策定支援や図上演習を実施します。

(2) 産業廃棄物

ア 規制指導

産業廃棄物処理業及び処理施設の許可に当たり厳正な審査を行うとともに、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、廃棄物処理法、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づき、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施するなど、指導・監視を行います。

イ 不法投棄等不適正処理防止対策

産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理を防止するため、立入検査や民間業者によるパトロールに加え、防災ヘリコプターやドローンを活用した、上空からの監視を実施します。

ウ 事業者指導

産業廃棄物管理票（マニフェスト）による廃棄物の移動管理の透明性の向上を目的とした、電子マニフェストの普及を促進します。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物や副産物を原材料として製造された再生品等の環境安全性を確認します。

(3) PCB 廃棄物

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月改訂）に基づき、PCB 廃棄物の計画的かつ適正な処理を推進します。

〔 資源循環推進課 調整・広域処分グループ 〕
電話 052-954-6231（ダイヤルイン）

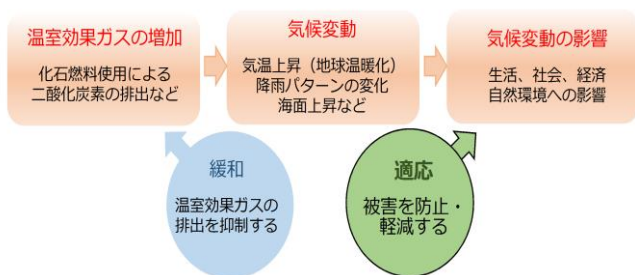
愛知県気候変動適応センターを設置しました



近年、気温の上昇、熱中症リスクの増加など、気候変動とその影響が全国各地で現れており、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

こうした中、愛知県では県内における気候変動の影響や適応[※]に関する情報を収集し、地域へ情報提供などを行う拠点として、「愛知県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を平成31年3月22日（金）、愛知県環境調査センター企画情報部内（名古屋市北区）に設置しました。

※ 適応とは、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減対策のことです。また、緩和とは、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策のことです。



出典：環境省の資料を基に愛知県環境部作成

（気候変動の影響と適応策の例）

- ・夏季の高温に対する熱中症の予防策
- ・集中豪雨の増加に対する治水・防災対策
- ・高温による農作物品質劣化に対する高温耐性品種の導入等

【愛知県気候変動適応センターの業務内容】

- ・県内の気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析[※]
- ・事業者や県民等への情報提供
- ・市町村等に対する適応策を推進するために必要な技術的助言

※ 分析業務は国立環境研究所気候変動適応センターの技術的支援を受け、平成32年度以降実施する予定です。

センターでは、今後、環境かわら版やWebページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo-c/tekiou.html>) 等で気候変動の影響や適応に関する情報を提供していきます。

<今月の気候変動に関する情報提供>

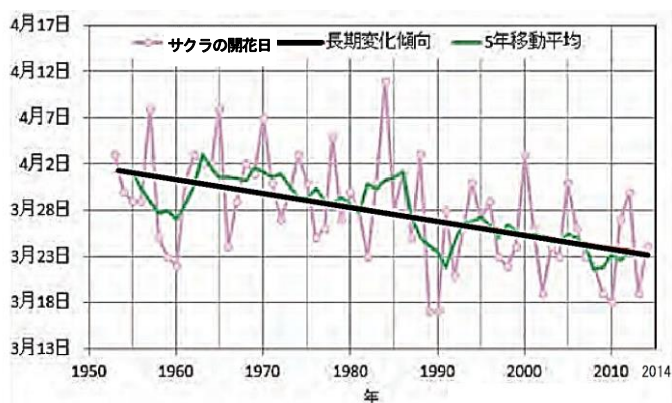
～サクラの開花時期の変化について～

サクラの開花日は全国的に早くなっています。

サクラの開花が早まる傾向は、こうした現象が発現する前の平均気温との相関が高いことから、気温上昇が要因の一つとして考えられます。

名古屋市では、サクラ開花の時期がこの50年で約7日早くなっています。

今後、お花見やお祭りなどのイベントの開催時期を開花時期に合わせて決めていくことが考えられます。



【名古屋地方気象台】サクラの開花日の経年変化

出典：気候変動レポート2015 ー関東甲信・北陸・東海地方ー (気象庁東京管区気象台)

<私たちの地球温暖化防止への取組>

春の行楽期にマイカーの利用が増えるとCO₂排出量が増加します。

マイカーに頼りすぎず、例えば、鉄道を利用することで79g/人・km、バスを利用することで125g/人・kmのCO₂を削減することができます。お出かけの際はできるだけ公共交通機関を利用しましょう。

また、日頃から私たちは、地球温暖化防止のための賢い選択 (COOL CHOICE) を実践することが大切です。実践の取組内容については、県のWebページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/aichicoolchoice.html>) で紹介していますので参考にしてください。

愛知県環境調査センター企画情報部
電話 052-910-5489 (ダイヤルイン)

流域モニタリング一斉調査を実施します



愛知県は、河川やため池など身近な水辺を調べることで水循環に関心を持っていただくため、今年度も県民の皆さんを対象に県内全域で「流域モニタリング一斉調査」を実施します。

この調査は、参加者の五感により水の色やにおいなどを評価するもので、どなたでも簡単に実施することができますので、是非ご参加ください。

1 調査の概要

流域モニタリング一斉調査は、「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」の4つの視点から行います。

2 対象

どなたでも参加できます（小学生以下の方は保護者の方と一緒に参加してください）。

3 調査場所

県内の身近な水辺（川やため池、湖、海辺など）

4 調査期間

6月5日（水）（環境の日）から9月末まで

5 申込方法

参加申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市町村の環境保全担当課まで提出してください。

※ 調査マニュアル及び参加申込書は次のWebページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/h31monitoring.html>)

6 その他

個人参加の方については、ボランティア活動保険に加入していただきます（保険加入費用は県が負担します）。

（水大気環境課 調整・計画グループ
電話 052-954-6221（ダイヤルイン））

「2019年度あいち環境塾」の塾生を募集します



愛知県では、今年度も（公財）名古屋産業科学研究所と共同で、持続可能な社会づくりに向けた人材の育成を目的とした「あいち環境塾」を開講します。

講師には、エネルギー問題、資源循環、生物多様性など環境に関連する各分野の専門家を迎えるほか、現地見学会などのオプション講座（無料・参加自由）を実施します。

平成20年度の開講からこれまでに238名が卒塾し、企業、NPO、行政などの各分野で活躍されています。

意欲ある皆さんのご応募をお待ちしています。

1 内容

講義、講師との意見交換、政策やビジネスモデルの提言に向けたチームディスカッション等

2 開催日

6月15日（土）～11月16日（土）の内12日間（上記のほか、2日間のオプション講座あり）

3 対象者

県内の企業、団体、大学、行政機関等に所属する方など（概ね60歳までの方）

4 参加費

5万円（消費税込）

5 申込方法

5月9日（木）までに、下記Webページから直接お申込みいただくか、入塾申込書に記入の上、郵送、FAX 又はEメールでお申し込みください。

6 申込先・問合せ先

（公財）名古屋産業科学研究所

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10-19

名古屋商工会議所ビル 8階

URL：<http://www.nisri.jp/chc/gathering.html>

電話：052-223-6639 FAX:052-211-6224

Eメール：chc@nisri.jp

（資源循環推進課 循環グループ
電話 052-954-6233（ダイヤルイン））

「学びを行動につなぐサポートBOOK」を作成しました



愛知県では、愛知県環境学習等行動計画 2030（平成 30 年 3 月策定）の目的である「持続可能な社会を支える『行動する人づくり』」を一層効果的に進めるため、実践事例集「学びを行動につなぐサポートBOOK」を新たに作成しました。

この冊子は、一人一人が「環境問題を知っている」でとどまらず、「問題解決に向けて行動する」ようになることを目指し、そのための力を身に付けるには指導者がどうサポートすればよいか、具体的な事例から分かりやすく紹介しています。

環境学習や環境保全活動に取り組む方はもとより、学校、事業者、NPO、地域コミュニティ、行政等の皆さんも、ぜひご活用ください。

1 主な内容

- ・行動につなぐ力を効果的に育み、行動への意欲を引き出すためのポイント

- ・具体的な事例から見る、行動につながる環境学習等のプロセスや工夫点、働きかけ方
- ・取組の質をさらに高めるためのワークシート

2 主な配布先及び作成部数

学校関係者、事業者団体、関係 NPO、市町村等
6, 300 部

3 入手方法

本冊子は、環境活動推進課で配布しているほか、Web ページでも公開しています。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/power-for-action.html>)



〔 環境活動推進課 環境学習グループ
電話 052-954-6208 (ダイヤルイン) 〕

「世代間交流ミーティング」及び「あいちeco ティーチャー養成校修了式」を開催しました



「愛知県環境学習等行動計画 2030」では、異なる世代が学び合うことで、異なる時代のことを知り、互いに気づきや発見を得る育ち合いに発展し、深い学びにつながるとして、世代間の連携・協働を推進しています。

そこで、中高年世代の環境学習講師を養成する事業「あいちeco ティーチャー養成校」の受講者と、地域の環境課題について調査・研究しそれを基に教材を作成する事業「あいちの未来クリエイト部」に参加している高校生が交流を行う「世代間交流ミーティング」を 3 月 2 日（土）に開催しました。

ミーティングでは、参加した豊橋東高校の活動テ



中高年と高校生の交流の様子

ーマに関連し、「東三河ジオパーク※」ができた場合、その環境を保全する

ためにできること」等について話し合いました。地域の人を巻き込んでごみ拾いをする等の意見が出て、世代を超えた有意義な交流となりました。

※ジオパークとは、科学的に貴重な地質などの見どころ（ジオサイト）がある自然公園の一種

その後、養成校の修了式を行い、校長である森田環境部長から 28 名の方に修了証が手渡されました。あいちeco ティーチャーとしてのこれからの活躍に期待しています。



修了式

〔 環境活動推進課 環境学習グループ
電話 052-954-6208 (ダイヤルイン) 〕

「海ごみ」について学べる啓発動画を作成しました



「海ごみ」は、近年、国際的な会議で議題に取り上げられるなど、世界的な課題となっています。愛知県の海岸にも多くの海ごみが漂着しており、良好な景観、地域の生態系への影響が危惧されています。

愛知県ではこの「海ごみ」の問題をわかりやすく理解してもらうため、啓発動画「知ってる？あいちのうみのコト～カッパの清吉と学ぶ「海ごみ」問題～」を作成し、インターネット配信を開始しました。

1 動画の配信

「あいちのうみのコト」WEBサイト内から
<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/kaigan/>

2 動画の仕様

ロングバージョン 約16分（イベント等用）

ショートバージョン 約5分（WEB視聴用）

3 動画の特徴

- 小・中学生にも見ていただけるよう、環境学習プログラムのキャラクター「カッパの清吉」を用いています。

- 5mm以下の小さなプラスチック、いわゆる「マイクロプラスチック」の影響等について解説しています。



動画中の映像

- 県内の海岸の映像や活動団体のインタビューなどを入れ、県民の皆さんが身近な問題として、知り・考え・行動していただくきっかけとなるような構成としています。

4 動画の活用について

「活用の手引き」とワークシートを作成し、小・中学校の授業やイベント等で活用いただけます。（「あいちのうみのコト」からダウンロードできます。）

ご家庭でご覧いただくとともに、小・中学校の授業を始め、様々な環境学習の機会にご活用ください。

〔 資源循環推進課 一般廃棄物グループ
電話 052-954-6234（ダイヤルイン） 〕

家庭での食品ロス削減の取組募集結果をお知らせします



愛知県では、「食品ロス削減キャンペーン」として平成30年11月19日から平成31年1月31日まで、家庭での食品ロス（まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品）削減の取組について募集を行いました。

その結果、575通のご応募をいただき、そのほとんどの方が、普段から食品ロス削減に取り組んでいることが分かりました。

具体的には、「食材を多く買い過ぎない」「賞味期限切れ」はまだ食べられるかチェック「食材はなるべく使い切る」などの事例が多くみられました。こうした取組により、一家族当たり約130g（一人当たり約40g）の食品ロスが削減されたことから、意識を高めることで、食品ロスの削減が進んだものと思われれます。

また、「野菜の皮をスープの出汁に使う」「残った

おかずをリメイクする」といった調理時の取組や見切り品を買う」「生鮮食品の買いだめをしない」といった買い物時の取組等、食品ロス削減のアイデアも多くいただきました。

取組の集計結果やいただいた食品ロス削減のアイデアについての詳細はWebページをご覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/foodloss/index.html>)

本県では今後も食品ロス削減に関する様々な施策を実施してまいりますので、県民の皆さんも、引き続き食品ロス削減の取組を継続していただきますよう、ご協力をお願いします。

〔 資源循環推進課 一般廃棄物グループ
電話 052-954-6234（ダイヤルイン） 〕

平成29年度一般廃棄物処理事業実態調査結果について



愛知県では、平成29年度における市町村及び一部事務組合による一般廃棄物（以下「ごみ」という。）処理事業実態調査の結果を取りまとめました。

1 ごみの排出・資源化状況（対前年度実績値比較）

前年度と比べ、リサイクル率は低下しましたが、その他の項目については改善が見られました（表1）。長期的な傾向は図1、図2のとおりです。

表1 ごみの排出・資源化状況

項目	平成29年度 実績値	平成28年度 実績値	前年度 比
ごみの総排出量(千t)	2,522	2,548	1.0%減
一人一日当たりのごみ排出量(g/人・日)	916	927	1.2%減
処理しなければならないごみの 一人一日当たりの量(g/人・日) ^{※1}	741	752	1.5%減
一人一日当たりの家庭系ごみの量 (g/人・日) ^{※2}	517	527	1.9%減
最終処分量(千t)	200	206	2.9%減
リサイクル率(%)	21.7	22.1	0.4 ポイント減

※1「処理しなければならないごみの量」とは、「ごみの総排出量」から再資源化を目的として回収された古紙や空き缶などを除いた量をいう。

※2「家庭系ごみの量」とは、家庭からの処理しなければならないごみの排出量を示すもので、「処理しなければならないごみの量」から事業活動に伴って発生したごみ量を除いた量をいう。

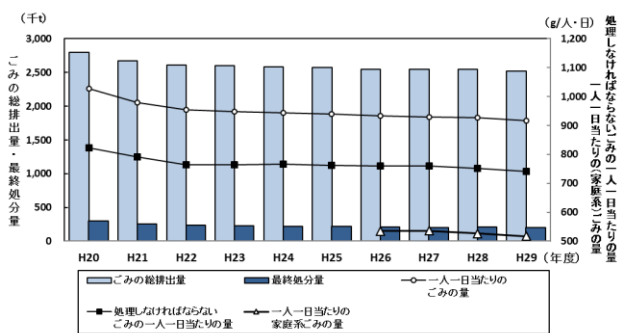


図1 ごみの総排出量、最終処分量等の推移

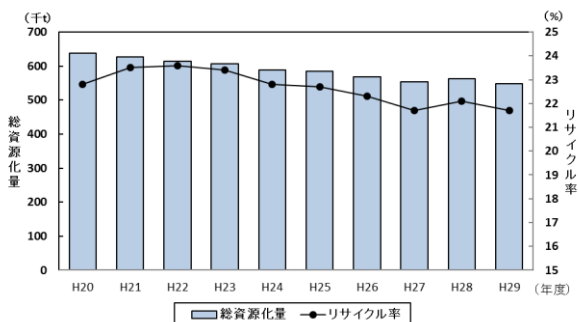


図2 総資源化量とリサイクル率の推移

2 市町村ごとの状況

県内で一人一日当たりのごみ排出量が最も少ない市町村は、人口10万人以上では江南市（738g/人・日）、人口10万人未満では大治町、幸田町（678g/人・日）でした。なお、全市町村の主な指標に加え、それぞれを順位付けした一覧表を「あいちの環境」Web ページで公表しています。

3 ごみ処理経費

県内のごみ処理に要した経費の総額（処理・維持管理費及び建設改良費等の合計）は約1,115億円で、県民一人当たりで換算すると年間14,774円となり、前年度の14,670円を上回りました。

4 県におけるごみ減量化の取組

廃棄物の排出抑制等を促進し、循環型社会を実現するため、「愛知県廃棄物処理計画（平成29～33年度）」を策定し、ごみの総排出量等の目標を定めています（表2）。

2021年度の目標達成に向けて、今後も関係機関とともに「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を活用した3Rの促進や市町村の取組を促進するための啓発、情報提供、技術的支援などを進めていきます。

表2 愛知県廃棄物処理計画の進捗状況

項目	平成29年度 実績値	目標値
ごみの総排出量(千t)	2,522	2,404
一人一日当たりの家庭系ごみの量 (g/人・日)	517	500
リサイクル率(%)	21.7	約23
最終処分量(千t)	200	198

また、私たち一人ひとりが、詰め替え商品の購入、マイバッグの利用、料理の食べきり等、身近で簡単な行動をとることも、ごみの減量につながります。こうした皆さんの力でごみの減量は着実に進んでいきますので、引き続き御協力をお願いします。

本調査の詳細はWeb ページをご覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/ippai-jittaityousa-h29.html>)

（資源循環推進課 一般廃棄物グループ
電話 052-954-6234（ダイヤルイン））

光化学スモッグ発令情報メール配信サービスを開始しました

目や喉に刺激を与える光化学スモッグは、日差しが強くて、気温が高く、風が弱い日に発生しやすいです。

愛知県では、光化学スモッグ注意報等が発令された場合、事前に登録していただいた方に、発令日時・発令情報や及び解除情報をメール配信するサービスを行っています。このサービスを是非ご活用いただき、発令情報が出されたときには、不要不急の外出を控えるなどの対応をお願いします。

(配信期間：4月1日～10月31日)



■■ メール配信サービスの登録方法 ■■

○ パソコン又はスマートフォンからの登録

- (1) 「あいちの環境」Web ページにアクセス
(<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>)
- (2) 環境に関するイベント情報のバナー「光化学スモ

ッグに関する情報」をクリック

- (3) 「メール配信サービス」をクリック
- (4) 発令区域ごとに表示されたメールアドレスに空メールを送信すると、登録完了メールが届きます。

○ 携帯電話からの登録

- (1) 「モバイルネットあいち」にアクセス
(<http://www.pref.aichi.jp/mobile/>)
- (2) 「節水・光化学スモッグ・PM2.5」を選択
- (3) 「光化学スモッグ情報・PM2.5」を選択
- (4) 「光化学スモッグ発令メール配信登録・解除」を選択
- (5) 発令区域ごとに表示されたメールアドレスに空メールを送信すると、登録完了メールが届きます。

【参考】 PM2.5 注意喚起情報メール配信サービス

県では、微小粒子状物質 (PM2.5) が高濃度になった際に発令される注意喚起情報を、事前に登録していただいた方にメール配信するサービスも行っています。こちらも是非ご活用ください。

(配信期間：平成 30 年 11 月 1 日～

平成 31 (2019) 年 10 月 31 日)

詳細は Web ページをご覧ください。

(http://taiki-kankyo-aichi.jp/kankyo/pm25_hatsurei/HatsureiDeliveryServicePM25.html)

水大気環境課 大気調査グループ
電話 052-954-6216 (ダイヤルイン)

愛知県環境情報紙「環境かわら版」
平成 31 年 4 月 1 日発行 (第 275 号)
編集・発行 愛知県環境調査センター
企画情報部
〒462-0032 名古屋市北区辻町字流 7-6
電話 052-910-5489 (ダイヤルイン)

編集後記

県庁組織が再編され、環境部も環境局として新たなスタートを切ることになりました。
環境かわら版を発行している環境調査センターの建て替え工事も進み、新しい施設に移って執務を行っています。施設が整うのは 1 年後ですが、心機一転新たな気持ちで新年度を迎えています。

(企画・編集チーム)

この環境かわら版は、環境局 Web ページ「あいちの環境」<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>でも発信しており、写真等をカラーでご覧いただけます。この記事は広報紙等へ再掲していただきますようお願いいたします。